第

5872

무



1994年1月6日創刊,每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 1月 11日 木曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 役員給与を未払いにした場合

Q:年末の役員の給与を資金繰りの関係で 未払いにしました。何か注意することはあり ますか?

A:源泉税の取扱いと住民税の取扱いに注意してください。

【解説】

役員給与は、期の途中で支給額を変更しますと、定期同額給与に該当せず、損金算入することができなくなってしまいます。

そこで、資金繰りが苦しくなったようなときは未払計上して損金不算入になることを防ぐということを一般にしますが、この場合には、源泉税の取扱いと住民税の取扱いに注意が必要です。

①源泉税

源泉税は、実際に給与を支給するときに徴収すればよく、未払いの場合にはその未払いの給与を支払う時まで徴収しなくてよいこととなっています。したがって、支給したときに源泉税を徴収することになりますが、分割して支給する場合には、総支給額について求めた税額を、実際に支給する額で按分して計算した金額を徴収することになりますので、注意してください。

② 住民税

住民税は、役員給与が未払いかどうかに関係なく、支払いが確定しているものについて課税されることとなっていますので、給与が支給されていなくても課税されますので注意してください。







